

令和3年度 第13回香取市農業委員会総会議事録

令和4年3月29日

3月29日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第6 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第7 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について
日程第8 議案第8号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第10 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第11 報告第3号 農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について
日程第12 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は16名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子			
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清		
6番	遠	藤	宏	7番	寺	島	美	幸		
8番	片	野	壽	夫	9番	海	老	澤	武	
10番	富	澤	克	彦	11番	飯	森	孝		
12番	高	松	多	可	史	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林	藤	江	17番	大	堀	潔			
18番	栗	林	利	男	19番	伊	藤	寛		

1. 欠席委員は1名、その氏名は下記のとおり

13番 鷺澤 幹司

事務局職員出席者

事務局長 椎名 正志
農地班長 滑川 典文
主査 高橋 亮太郎

管理班長 石毛 明子
主査 玉造 浩之

開会 午後 3時05分

議長 まず、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、16名です。欠席委員は、13番 鶴澤幹司委員でございます。
したがいまして、総会は人数的には成立をしております。

議長 それでは、ただいまから、令和3年度第13回農業委員会総会を開会いたします。
これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、2番 平川君子委員、15番 林 藤江委員を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案について、お諮りをいたします。

日程第1 議案第1号ないし日程第12 報告第4号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和

4年3月29日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、1ページから6ページで、整理番号は1番から10番です。

整理番号1番は、親子間による使用貸借権の再設定です。

整理番号2番、3番は、それぞれ耕作の利便を図り、農業経営の合理化を進めるため、交換による所有権移転をするものです。

整理番号4番と10番は、農地が譲受人の自作地近くであることから、売買により所有権移転をするものです。

整理番号5番、譲渡人が相続財産処分のため、贈与により所有権移転をするものです。

整理番号6番は、既存法人が農地所有適格法人以外の法人として農業経営に参入するため、賃借権の設定をするものです。

整理番号7番及び8番は、関連案件で、譲受人が新規就農のため農地を賃借するものです。

整理番号9番は、譲渡人が遠方に住んでおり耕作できないため、売買により譲受人に所有権移転をするものです。

以上、10件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 去る3月22日、火曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第1班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は10件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施しました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員さんより説明をお願いします。

議長 ありがとうございます。

次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給するため、子に使用貸借権の再設定を行うものがあります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番、3番の2件について、6番 遠藤 宏委員。

6番遠藤委員 整理番号2番、3番について、関連がありますので一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

熱田推進委員には電話等で連絡いたしました。

この申請は、お互いに耕作利便性の向上により農業経営の合理化を図られることから、交換による所有権移転をするものです。

交換により耕作の利便性が図れるため、今後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件も満たしており、許可が妥当と判断いたしました。

以上です。

議 長 整理番号4番、5番の2件について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請の譲受人は、自宅から近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、親戚である譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。したがって、取得要件を満たしており、許可は妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号5番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請の譲渡人は、相続で取得したものの、農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、今まで農地の管理をしていた甥である譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

親族間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可は妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番、7番、8番の3件について、9番 海老澤 武委員。

9 番海老澤委員 整理番号 6 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため、農地所有適格化法人以外の法人、農地法第 2 条第 3 項に規定する要件として、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

譲渡人は主に〇〇、〇〇などの販売を行っている法人で、申請地では〇〇〇〇〇の作付計画があり、〇〇市の市場などに販売計画で、5 年後の経営面積は 1 ha を目標としています。

農業経営の実施計画書も、香取農業事務所において指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正であり、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

次に、整理番号 7 番及び 8 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。また、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものです。譲受人は〇〇〇〇〇の作付計画があり、〇〇市の〇〇〇〇に販売計画で、5 年後の経営面積は 1 ha を目標としています。

農業経営の実施計画書も、香取農業事務所において指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正であり、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 9 番について、14 番 菅谷樹雄委員。

1 4 番菅谷委員 整理番号 9 番について、菅谷裕志推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人の住所地から遠隔地であり、農地の管理ができないため、農地は処分したい意向があり、親戚である譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 10 番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 それでは、整理番号 10 番について、現地調査等を行った結果について代読いた

します。

この申請の譲受人は、自作地から近い農地を取得して規模拡大を図りたい意向があり、親戚である譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり農地法第5条の規定により許可処分取消願の提出があったので、県への通知について審議を求める。令和4年3月29日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは7ページで、整理番号は1番です。

整理番号1番、売買契約を解除したため、取消しをするものです。

以上1件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

1 5 番林委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の規定による許可処分の取消願は1件であります。

案件については、書類及び写真等により、審査を行った結果、農地法第5条の規定による許可処分の取消しが妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号1番について説明します。

本件は、令和2年9月23日付で建売住宅用地への転用許可を受けているものでありますが、予定していた建築資材などの調達ができなくなり、売買契約を解除したため、許可取消しを願い出たものです。

また、現況は農地のままであり、理由も妥当であるため、許可取消しはやむを得ないものと判断しました。

以上です。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、取消相当として進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年3月29日提出、

香取市農業委員会会長、伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、8 ページです。整理番号は1 番です。

整理番号1 番、太陽光発電の固定価格買取り認定期間継続に伴う営農型太陽光発電事業の一時転用期間延長の申請です。

以上、1 件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1 班 班長 林 藤江委員。

1 5 番林委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第4 条計画変更承認申請の案件は1 件です。

書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については、問題ないとの意見でした。

したがって、議案第3 号については、農地法第4 条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1 番について、7 番 寺島美幸委員。

7 番寺島委員 整理番号1 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

飛ヶ谷推進委員には電話で連絡してあります。

場所は、〇〇〇〇〇〇線を〇〇方面へ向かい、〇〇〇〇〇〇を過ぎて〇〇の信号を右折し、坂を上り切った左側になります。

本件は、譲受人は申請地で令和4 年5 月20 日まで営農型太陽光発電施設用地としての一時転用許可を受けておりますが、太陽光発電施設の固定価格買取り期間が継続するため、一時転用期間を延長するものです。

なお、下部農地での営農も支障なく継続しており、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年3月29日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、9ページから10ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番から6番は関連案件で、太陽光発電の固定価格買取り認定期間継続に伴う営農型太陽光発電事業の一時転用期間延長の申請です。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

1 5番林委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は6件であります。

書類で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見でした。

したがって、議案第4号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇道路の周辺から南西へ〇kmほど行った〇〇〇〇〇〇の手前です。

本件は、譲受人は申請地で令和4年5月20日まで営農型太陽光発電施設用地としての一時転用許可を受けておりますが、太陽光発電施設の固定価格買取期間が継続するため、一時転用期間を延長するものです。

なお、下の農地での営農も支障なく継続しており、特に問題はないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番、3番、4番の3件について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号3番と4番は関連案件ですので、一括して説明いたします。

場所は、〇〇〇が行われる市民グラウンドを背にして、〇〇〇〇〇〇を直進し、〇〇mほど先、右側になります。〇〇〇〇〇〇〇〇〇の裏手になります。

本件は、譲受人は申請地で令和4年5月20日まで営農型太陽光発電施設用地としての一時転用許可を受けておりますが、太陽光発電施設の固定価格買取期間が継続するため、一時転用期間を延長するものです。

なお、下部農地での営農も支障なく継続しており、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番、6番の2件について、13番 鵜澤幹司委員でございますが、本日欠席のため、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読させていただきます。

整理番号5番について、現地調査等を行った結果をご説明します。

なお、整理番号6番は関連案件ですので、一括して説明いたします。

場所は、整理番号5番は〇〇〇〇より南東へ〇.〇kmに位置し、整理番号6番は〇〇〇〇〇〇〇とより西へ〇〇mに位置しております。

本件は、譲受人は申請地で令和4年5月20日まで営農型太陽光発電施設用地としての一時転用許可を受けておりますが、太陽光発電施設の固定価格買取期間が継続するため、一時転用期間を延長するものです。

なお、下部農地での営農も支障なく継続しており、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年3月29日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは11ページで、整理番号は1番です。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域の第二種住居地域のため、第3種農地です。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号1番について、坂本推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇を右手に見て〇〇〇〇方面へ向かうと、1つ目の信号脇に〇〇〇〇があります。その裏側になります。

本件の申請人は、現在実家で暮らしていますが、手狭であるため、申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水を敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は公共下水道へ接続し、放流します。

また、隣接する農地とは高低差もないため、土砂等流出のおそれはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年3月29日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。議案の概要を説明します。

ページは、12ページから15ページで、整理番号は1番から10番です。

整理番号1、2、5、7番は、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は、整理番号1、2、5番が所有権移転、整理番号7番は使用貸借権設定です。

申請地の農地区部は、1、2、5番は第1種農地であります。不許可例外事由Iに推定されます。7番は、都市計画用途地域の第一種住居地域のため、第3種農地です。

整理番号3番、4番は関連案件で、転用目的は、3番は農地造成で、4番はその土砂の搬入路用地の一時転用の申請です。

権利の内容は、いずれも賃借権設定です。

申請地の農地区分は、3番は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地に推定されます。4番は、農用地区域内の農地ですが、不許可例外事由Cに推定されます。

整理番号6番は、転用目的は農業用施設用地で、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地に推定されます。

整理番号9番、転用目的は共同住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号10番、転用目的は資材置場用地で、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地に推定されます。

以上、9件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は、1件取下げがありましたので9件となります。

書類で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であると

造成は、高さを合わせる北側の畑と申請地との間にある山林866㎡と一体で行い、平均高は、5.69mとなります。

法面勾配は、30度以下とし、法尻にH鋼で土留めを行います。

排水は、申請地の法肩に幅30cm、深さ15cmの土側溝を掘り、南東部に設置する面積5㎡、深さ1mの調整池に誘導し、浸透処理となります。

造成後は、申請地より約〇〇mほどの距離に居住している地元のサツマイモ農家が、この申請地を北側にある自己所有の畑と一体でサツマイモの作付けを計画しております。

造成の効果ですが、申請地は現況では農業用機械が入れないため、造成後は北側の畑と一体利用することとなり、耕作条件が良くなると思われます。

また、3方が山林で農業用機械も入れないため、造成後は収量の増加が見込まれます。

申請地の面積は、866㎡ですが、造成後は北側の畑との間にある山林の一部も畑として一体利用するため、1,238㎡ほどの耕作面積になる予定です。

造成による周辺農地への影響は、田が南側にあり、この農地への影響ですが、日照は北側への盛り土であること、また、農道、水路も申請地にはないため、悪影響を与えることはないと考えられます。

他の法令手続きにつきましては、埋立てについて香取市小規模埋立て等に関する条例の規定による許可申請が市環境部局で受付されています。

この中で、盛り土で利用される土砂等の内容についての確認がされます。

また、条例に基づき必要な隣接土地所有者からの同意書を取得しており、併せて周囲の住民へ小規模埋立て事業の説明を個別に行い、必要な範囲の住民より埋立て事業の承諾書を取得しています。

なお、資力については、残高証明等により必要な資金について確認ができ、造成の施工後に被害等が生じた場合、譲受人である法人が対応する旨、確約書が提出されており、他の業者による工事の復旧工事実績もあるため、対応ができるものと思われます。

以上より、申請地で、土砂等の利用により農地造成を行う一時転用は、妥当であると判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明します。

本件は、譲受人は現在アパート住まいですが、手狭であるため、専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。令和4年3月29日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは16ページから65ページで、整理番号は1番から104番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上104件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第7号 整理番号58番、59番、60番の3件について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号 整理番号58番、59番、60番の3件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 整理番号58番、59番、60番の3件は、原案のとおり決定をいたします。

12番 高松多可史委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇〇〇員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第7号 整理番号58番、59番、60番の3件を除く101件について、審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第7号 整理番号58番、59番、60番の3件を除く101件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第7号 整理番号58番、59番、60番の3件を除く101件は、原案のとおり決定をいたします。

◎日程第8 議案第8号

議 長 日程第8 議案第8号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第8号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和4年3月29日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは66ページから79ページで、整理番号は1番から25番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上、25件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま審議した議案第8号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第9 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和4年3月29日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、5件です。

◎日程第10 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農

用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和4年3月29日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、31件です。

◎日程第11 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。令和4年3月29日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、2件です。

◎日程第12 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和4年3月29日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時03分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人